



工事請負契約書

第18条 (甲の解除権) 甲は、工事中必要によって契約を解除することができるものとし、これによって生ずる乙の損害を賠償する。甲は、(1)乙が、正当な理由がなく、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき、(2)工程表より著しく工事が遅れ、工期内又は期限後相当期間内に乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき、(3)乙が第3条の規定に違反したとき、(4)その他乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるときのいずれかの場合には、契約を解除することができるものとし、乙に損害の賠償を求めることができる。契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ清算する。

第19条 (乙の中止又は解除権) 甲が前払金又は部分払の支払を遅延し、乙において相当の期間を定めて催告しても、なおその支払がないときは、乙は工事を中止することができる。乙は、(1)甲の責に帰すべき事由による工事の遅延又は中止期間が、工期の3分の1以上又は2ヵ月以上になったとき、(2)甲が工事内容を著しく減少したため、請負代金が3分の2以上減少したとき、(3)甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるとき、(4)甲が請負代金の支払能力を欠くことが明らかとなったときのいずれかの場合には、契約を解除することができるものとし、甲に損害の賠償を求めることができる。契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ清算する。

第20条 (契約に関する紛争の解決) この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わない場合には、甲又は乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停により解決を図る。

2 甲および乙は、その一方又は双方が前項のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第21条 (補則) この契約書に定めてない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めることとする。

以上この契約の証として本書.....通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

.....年.....月.....日

住所.....
 甲(注文者) 氏名.....
 住所.....
 乙(請負者) 氏名.....
 住所.....
 丙(監理技師) 氏名.....

注文者.....(以下「甲」という。)

請負者.....(以下「乙」という。)

監理技師.....(以下「丙」という。)として
 (監理技師をおく場合に限り記載する)

この契約書(約款含む)と添付の図面.....枚、仕様書.....冊とによって工事請負契約を締結します。

1. 工事.....

2. 工事場所.....

3. 工期 着手.....年.....月.....日

完成.....年.....月.....日

4. 請負代金額 金.....

うち工事価格 金.....

(取引に係る消費税額を除く額)

取引に係る消費税額 金.....

5. 支払方法 この契約成立のとき 金.....

部分払 { 第1回 金.....

{ 第2回 金.....

完成引渡し のとき 金.....

6. 検査の時期 および方法 約款の定めによる

7. 引渡時期 検査合格後.....日以内

8. 履行遅滞違約金 約款の定めによる

9. その他.....

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合には、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。

約 款

第1条（総則） 甲、乙および丙は、互いに協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

第2条（請負者） 乙は、この工事の図面および仕様書により、頭書の請負代金をもって、前記の期間内に工事を完成しなければならない。乙は、図面又は仕様書について、疑いを生じたとき、又は適当でないと認めたときは、その部分の着手前にあらかじめ申し出、丙（丙をおかない場合は甲。以下同じ。）の指図をうけ、重要なものは乙丙協議して定める。乙は、契約締結ののち、工事費内訳明細書および工程表をすみやかに丙に提出してその承認をうけなければならない。工事費内訳明細書に誤記、違算、脱漏などがあっても、そのために請負代金額を変えない。

第3条（一括委任と一括下請負） 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

第4条（権利義務の承継等） 当事者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利義務を第三者に承継させ、又は契約の目的物や工事現場に搬入した検査済の工事材料などを売却し、貸与し、もしくは抵当権その他担保の目的に供することができない。

第5条（監理技師） 丙は、甲に代って、この契約の履行に必要な次の事務を取り扱う。丙は、甲の承諾する代理人を定めて監理させ、又は工事現場に駐在し、丙の指図をうけてもっぱら施工を監督する現場係員をおくことができるものとし、これらの場合はあらかじめ乙に通知する。

- ① 乙の提出する工事費内訳明細書、工程表その他仕様書に明示した書類を調査して承認すること。
- ② 実施計画に基づいて施工に必要な詳細図、現寸図などを作り、工程表によって適当な時期に乙に交付し、また、乙の作る工作図、模型などを検査して承認すること。
- ③ 施工一般について乙又は乙の現場代理人に指図すること。
- ④ 工事材料と工作の検査をし、試験又は工事の施工に立ち会うこと。
- ⑤ 図面、仕様書などに基づいて工事の出来形検査と完成検査を行い、引渡しに立ち会うこと。
- ⑥ 乙の提出する部分払請求書を工事の現状に照らして技術的に調査すること。
- ⑦ 工期又は請負代金額の変更の書類を技術的に調査すること。
- ⑧ この工事とこれに関連する他の工事との総合調査にあたること。

第6条（現場代理人） 乙は、現場代理人をおくときは、あらかじめ甲に通知する。現場代理人は、工事現場におけるいっさいの事項を処理し、その責を負う。ただし、工事現場の取締り、安全衛生、災害防止又は就業時間など工事現場の運営に関する重要な事項については、丙と協議する。

第7条（工事関係者についての異議） 甲は、丙の意見をきいて、乙の現場代理人その他の工事関係者のうち工事の施工又は管理について著しく適当でないと認めた者がいるときは、その理由を明示して乙に異議を申し立て、又はその交代を求めることができる。乙は、丙の代理人又は現場係員の処置が著しく適当でないと認めたときは、その理由を明示して丙に異議を申し立て、又はその交代を求めることができ、丙の処置が著しく適当でないと認めたときは、その理由を明示して甲に異議を申し立てることができる。

第8条（第三者の損害） 乙は、工事の施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第9条（一般的損害） 工事の完成引渡しまでに工事目的物又は検査済の工事材料その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第10条（不可抗力による損害） 天災その他甲乙のいずれにもその責を帰することができない事由によって工事の出来形部分又は工事現場に搬入した検査済の工事材料について損害を生じたときは、乙は、事実発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。この損害については、乙が善良な管理者の注意をしたと認められるときに限り、その損害額が請負代金額の10分の1を超えるものについて、

その超過額を甲が負担する。損害額は甲乙協議して定めるものとし、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を控除したものを損害額とする。

第11条（検査等） 乙は、工事が完了したときは、丙に検査を求め、丙は、遅滞なくこれに応じて、乙の立会のもとに検査を行う。検査に合格しないときは、乙は工期内又は丙の指定する期間内にこれを補修又は改造して丙の検査を受ける。乙は、引渡期日までに、丙の指図に従って仮設物の取払いその他跡片付けなどの処置を行わなければならない。

第12条（請求、支払） 契約書の定めるところにより乙が部分払の支払を求めるときは、丙の承認を得て、請求書を支払日5日前に甲に提出する。

2 工事完成後、検査に合格したとき、乙は甲に請負代金の支払を求め、甲は契約の目的物の引渡を受けると同時に、乙に請負代金の支払を完了する。

第13条（かしの担保） 乙は工事目的物のかしによって生じた滅失毀損について引渡の日から1年間担保の責を負う。ただしこの期間は、石造、土造、煉瓦造、金属造、コンクリート造およびこれに類する建物その他土地の工作物もしくは地盤のかしによって生じた滅失毀損については2年とする。

2 造作、装飾、家具などについては甲が引渡しをうけるとき、丙が検査して、もしかしがあるときは、ただちに乙に補修又は取換えを求めなければ乙は責を負わない。ただし、かくれたかしについては引渡の日から6ヵ月間担保の責を負う。

3 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第八十七条第一項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、乙は、前二項の規定にかかわらず、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第六条第一項および第二項に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について、引渡の日から10年間担保の責を負う。

4 前三項のかしがあったときは甲は相当の期間を定めて乙に補修を求めることができる。ただしかしが重要でないのに補修に過分の費用を要するときは乙は、適当な損害賠償でこれに代えることができる。

5 甲はかしの補修に代え、又は補修とともに、かしに基づく損害賠償を乙に求めることができる。

第14条（工事の変更、中止等） 甲は、必要がある場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、もしくは工事を一時中止することができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとし、また、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならず、その賠償額は甲乙協議して定める。

第15条（乙の請求による工期の延長） 乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良その他乙の責に帰することができない事由又は正当な事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第16条（請負代金の変更） 工期内に租税、物価、賃金等の変動により請負代金額が明らかに不適當であると認められるに至ったときは、当事者は相手方に請負代金額の変更を求めることができる。この場合、請負代金額の変更については甲乙協議して定める。

第17条（履行遅滞違約金） 乙が契約期間内に工事の完成引渡しができない遅滞にあるときは、甲は、遅滞日数1日について請負代金額（工期内に部分引渡しがあったときは、その部分に対する請負代金相当額を控除した金額）の1万分の4の違約金を乙に請求することができ、また、甲が請負代金の支払（前払金又は部分払の支払を含む。）を遅滞しているときは、乙は日歩4銭の違約金を甲に請求することができる。甲が遅滞にあるときは、乙は契約の目的物の引渡しを拒むことができ、この場合、乙が自己の物と同一の注意をして管理しても、なお契約の目的物に損害を生じたときは、その損害は甲が負担するものとし、また、契約の目的物の引渡しまでの管理のため特に要した費用は甲の負担とする。乙が履行の遅滞にあるときに契約の目的物に生じた損害は乙の負担とし、天災その他不可抗力などの理由によってその責を免れることはできない。